



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年2月18日火曜日 第585号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）.....78
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）.....79
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）.....79
 土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....（農地整備課）.....79
 保安林の指定（8件）.....（森林整備課）.....80
 保安林の指定の解除（2件）.....（ " ）.....82
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）.....82
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）.....82

公 告

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）.....（高校教育課）.....83
 愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（ガス式）.....（ " ）.....84

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定有形文化財の指定の解除並びに愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財保持者の認定
（文化財保護課）.....85

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....（選挙管理委員会）.....86

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
調剤薬局まごころ	松山市末広町9番地2	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
あさの薬局	松山市来住町517番地4	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
アップル薬局	松山市生石町473番地	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
庄内調剤薬局	新居浜市庄内町1丁目14番35号	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
本郷調剤薬局	新居浜市本郷三丁目5番35号	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
王子調剤薬局	新居浜市王子町3番2号	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
ハート調剤薬局	西条市大町755番11	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地1 ムラタヤビル3階	代表取締役 成 澤 白	精神通院医療（薬局）	令和7年1月1日
上田小児科	宇和島市広小路1番26号	医療法人上田小児科	宇和島市広小路1番26号	理事長 上 田 誠	精神通院医療	令和7年1月1日

チューリップ薬局	松山市西長戸町290番地2	株式会社SRKファーマシー	松山市西長戸町290番地2	代表取締役 河村 瑛子	精神通院医療（薬局）	令和7年2月1日
ハッピー薬局下伊台店	松山市下伊台町129番地9 ウェルケア道後別館1階	株式会社ハッピーファーマシー	松山市東垣生町497番地	代表取締役 新野 和幸	精神通院医療（薬局）	令和7年2月1日
ドラッグセイムス宇和島和霊薬局	宇和島市和霊町1211番地	株式会社西日本セイムス	宇和島市和霊町1211番地	代表取締役 谷 康浩	精神通院医療（薬局）	令和7年2月3日

○愛媛県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社イクシオ	松山市小坂四丁目3番20号 L u f t 小坂1階	代表取締役 高田 一生	訪問看護ステーション ルク今治	今治市北鳥生町四丁目6番15号	精神通院医療	令和7年2月1日

○愛媛県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村 時 広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーションおひさま	松山市水産町8番地2	松山市水産町86番地	精神通院医療	令和7年1月6日

○愛媛県告示第101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年月日	届 出 の 年月日
ユニクロ宇和島店・西松屋新宇和島店・シューブラザ宇和島店	宇和島市祝森甲1672-1 外	大規模小売店舗の名称	ユニクロ宇和島店・西松屋新宇和島店・シューブラザ宇和島店	ユニクロ宇和島店・西松屋新宇和島店・シューブラザ宇和島店	令和7年1月15日	令和7年2月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第102号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	関地池地区(西予市)	令和6年1月31日

○愛媛県告示第103号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	瀬戸第2地区(伊方町)	令和6年11月25日

○愛媛県告示第104号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

今治市上浦町甘崎4072、4075、4097、4103、4104、4109、4111、4113、4115、4117、4118の2、4119の2、4121から4123まで、4124の2・4124の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、4125、4127、4129から4132まで、4347、4348の2、4349の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町甘崎4075・4103・4104・4109・4113・4117・4123・4127・4129・4349の2(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、4111、4115、4124の2、4124の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第105号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

今治市上浦町甘崎4231の3、4232の1、4232の3、4234の1、4234の3、4235、4236、4237(次の図に示す部分に限る。)、42

38から4240まで、4245から4247まで、4253の1、4253の3、4259の2、4259の3、4264の1、4264の3、4266の1、4267の1、4269、4285

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町甘崎4235・4236・4238・4239・4266の1・4267の1・4269・4285(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、4237

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第106号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

今治市上浦町井口8061の8・8062の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、8053の2、8053の5から8053の7まで、8053の9、8053の11、8053の12、8055の2、8060の2、8060の4、8061の2から8061の4まで、8061の6、8062の2、8062の4、8062の5、8062の7、8063の2、8063の4から8063の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町井口8053の7・8053の9・8053の11・8053の12・8062の4・8062の5・8062の7・8063の2・8063の4(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、8061の8、8062の8

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市上浦町井口8123の6・8228の5・8229の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、8124の1、8124の5、8228の3、8228の6、8228の8、8228の10、8229の1、8229の4、8229の6、8229の7、8229の9、8229の11
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町井口8124の1・8124の5・8228の3・8228の6・8228の8・8228の10・8229の1・8229の4・8229の7・8229の9・8229の11（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、8123の6、8228の5、8229の12
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市上浦町井口8293の1、8293の4、8294の5、8294の7、8294の8、8295の1から8295の3まで、8295の5・8296の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町井口8293の1・8293の4・8294の5・8294の7・8294の8・8295の1から8295の3まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）8295の5、8296の6
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市上浦町井口8751の8・8756の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8750の1、8750の11、8751の1、8751の3、8751の5、8751の7、8752の1、8752の4、8752の6、8752の8、8753の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町井口8750の1・8750の11・8751の1・8751の5・8751の7・8752の4・8752の6・8753の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、8751の8、8756の2
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
宇和島市吉田町沖村字滝ノ元甲3228の2、甲3236の1、甲3236の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝ノ元甲3228の2・甲3236の1・甲3236の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第111号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

宇和島市吉田町立間字御持筒2番耕地2819から2番耕地2822まで、4番耕地985、4番耕地986の1、4番耕地986の2、4番耕地987、4番耕地988、4番耕地989の1、4番耕地989の2、4番耕地990、4番耕地991

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字御持筒2番耕地2821・2番耕地2822・4番耕地986の1・4番耕地986の2・4番耕地990(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第112号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、

○愛媛県告示第115号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年2月18日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第25号 令和7年2月7日	伊予市八倉字三ツ又201番1, 201番5, 201番6	伊予市八倉778番地 大 亀 一 史

○愛媛県告示第116号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年2月18日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

次のように保安林の指定を解除する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市吉海町福田1の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第113号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

宇和島市吉田町立間字ツカノクチ1番耕地1495の1、1番耕地1495の7、1番耕地1497の2、字ツカノ口3番耕地541の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地及び用排水路用地とするため

○愛媛県告示第114号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和7年2月18日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	松田 経子	松山市東石井5丁目2-5

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第26号 令和7年2月10日	伊予市上三谷字上り立甲2439番5	松山市来住町1207番地 久米南団地44号 伊予市上三谷甲2439番地3 佐川啄巳 楠本芳文

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務(電気式)

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式
ただし、空調機器及び受電設備(以下「空調設備」という。)の設置工事(設置に必要な資材を含む。)並びに保守管理及び修繕を含む。

数量は以下のとおり。

13校476室

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

各高等学校の空調設備は、令和8年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から15年間(180箇月)とする。

なお、借入期間は、15年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間(180箇月)において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

令和7年3月31日(月)から4月1日(火)午前9時59分までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月31日(月)午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年2月18日(火)から3月14日(金)までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年4月1日(火)午前10時00分

愛媛県庁第一別館10階 教育委員会会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和7年3月14日(金)午後5時15分まで

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

ウ 提出方法

持参又は郵送等

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 1 April 2025
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m . , 31 March 2025)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（ガス式）

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式
ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む。）並びに保守管理及び修繕を含む。

数量は以下のとおり。

1校80室

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

空調設備は、令和8年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から13年間（156箇月）とする。

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（156箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

令和7年3月31日（月）から4月1日（火）午前10時29分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月31日（月）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年2月18日（火）から3月14日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年4月1日（火）午前10時30分

愛媛県庁第一別館10階 教育委員会会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 提出期限
令和7年3月14日（金）午後5時15分まで
- イ 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- ウ 提出方法
持参又は郵送等
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:29 a.m. , 1 April 2025 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m. , 31 March 2025)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項、第11条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財に指定し、愛媛県指定有形文化財の指定を解除し、並びに愛媛県指定無形文化財に指定し、及び当該無形文化財の保持者として認定する。

令和7年2月18日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡 哲也

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
妙泉寺地蔵堂 附 須弥壇 1基 厨子 1基 須弥壇旧上框 1本	八幡浜市谷5番耕地188番地	八幡浜市谷5番耕地188番地 宗教法人妙泉寺	1棟
絹本著色両界曼荼羅	松山市高田甲797番地1	松山市高田甲797番地1 宗教法人光徳院	2幅
木造馬頭観音菩薩坐像	西条市楠甲777番地3	西条市楠甲777番地3 光井俊子	1軀
紺紙金字法華経等	今治市大三島町宮浦3327番地	今治市大三島町宮浦3327番地 宗教法人大山祇神社	14巻

2 指定を解除する有形文化財

名 称	員 数	参 考
太刀 銘 国継	1口	昭和30年11月4日指定

3 指定する無形文化財及び認定する無形文化財の保持者

名 称	保 持 者		
	氏 名	生年月日	住 所
伊予絋	白方宣年	昭和40年7月28日	松山市久万ノ台930番地1
	村上君子	昭和23年10月6日	松山市桑原5丁目6番37号

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年2月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 省略</p> <p>2 県委員会は、候補者1人について証紙交付票1枚により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における証紙にあつては7万枚以内、参議院愛媛県選挙区選出議員及び愛媛県知事の選挙における証紙にあつては<u>13万枚</u> 以内、愛媛県議会議員の選挙における証紙にあつては1万6千枚以内の証紙を交付するものとする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>第8条 省略</p> <p>2 県委員会は、候補者1人について証紙交付票1枚により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における証紙にあつては7万枚以内、参議院愛媛県選挙区選出議員及び愛媛県知事の選挙における証紙にあつては<u>14万5千枚</u>以内、愛媛県議会議員の選挙における証紙にあつては1万6千枚以内の証紙を交付するものとする。</p> <p>3・4 省略</p>

別記第5号様式その1を次のように改める。

別記第5号様式（選挙運動用ビラ証紙交付票）（第7条・第8条関係）

その1

表

裏

第何号 候補者（氏名） 何年何月何日執行 何選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 愛媛県選挙管理委員会 印

証紙交付 枚数	証紙交付 取扱者印
枚	
枚	
枚	
枚	
計 70,000枚、 130,000枚 又は 16,000枚	

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。